

六大学工学系人材育成協定書

北海道大学大学院工学研究院、東北大学大学院工学研究科、東北大学大学院環境科学研究科、東北大学大学院医工学研究科、東京工業大学工学院、東京工業大学物質理工学院、東京工業大学情報理工学院、東京工業大学生命理工学院、東京工業大学環境・社会理工学院、名古屋大学大学院工学研究科、大阪大学大学院工学研究科、大阪大学大学院基礎工学研究科、九州大学大学院工学研究院、及び九州大学大学院システム情報科学研究院（以下「参加組織」という。）は、教員の相互交流及び教育・人材育成の相互支援を通じて人材の育成、組織間での知の共有化及び組織の共進化を実現することを目的として、次のとおり人材育成協定を締結する。

- 1 参加組織は、本人材育成協定の目的を達成するために、それぞれの自主性を尊重するとともに、平等互恵の原則に基づいて教員の大学間の人材交流活動及び教育・人材育成の相互支援活動を行う。
- 2 参加組織は、前項の活動を具体的かつ円滑に実施するため、各参加組織の長を委員とする事業推進委員会を置き、毎年度1回以上開催するものとする。
- 3 事業推進委員会の構成、運営等について必要な事項は、参加組織が協議の上、別途定めるものとする。また、活動にあたっては、参加組織の既定の契約、契約制度等と齟齬を生じないように配慮するものとする。
- 4 本協定は、本協定書に押印を行った日から効力を生じるものとし、参加組織のいずれかが1年前までに協定の終了を通知しない限り存続する。
- 5 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、参加組織の協議によって定める。

以上を確認するため本協定書を14通作成し、記名・押印の上、参加組織が各1通を保有する。

令和元年5月24日